

証券投資信託 商品概要説明書

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 1. 商品名 | <DC>ペイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド |
| 愛称 | |
| 2. ご利用者 | 当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。) |
| 3. 商品分類 | 投資信託協会分類：追加型投信／内外／株式 |
| 4. 商品属性 | |
| 当初設定日 | 2019年4月5日 |
| 信託期間 | 無期限 |
| クローズド期間 | ありません。 |
| 主要投資対象 | 日本を含む世界各国(新興国を含みます。以下同じ。)の株式等を実質的な主要投資対象とします。 |
| 運用方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● ファンド・オブ・ファンズ方式により、日本を含む世界各国の株式等へ実質的に投資を行い、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。 ● 長期の視点で成長が期待される世界各国の株式等に投資を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国投資法人であるペイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンドの円建外国投資証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式等(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)に投資を行います。また、マネー・マーケット・マザーファンドへの投資も行います。 (DR(預託証券)とは、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。) ・ 投資にあたっては、国や地域、業種、時価総額に拘わらずに、個別企業に対する独自の調査に基づき、長期の視点で高い成長が期待される企業の株式等に厳選して投資を行います。 ● 外国投資法人の運用は、ペイリー・ギフォード・インベストメント・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドが行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同社は、ペイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドの子会社で、実質的な運用は親会社が行います。 ・ 同親会社は、英国の独立系運用会社であるペイリー・ギフォード社の100%子会社であり、英国外のお客様に対して資産運用・助言サービスを提供するための会社です。 ・ ペイリー・ギフォード社は1908年創業の100年以上にわたる株式運用経験を有する資産運用会社です。 ● 原則として、為替ヘッジは行いません。 ● 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ● 株式への直接投資は行いません。 ● 外貨建資産への直接投資は行いません。 ● 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。 ● その他の投資制限もあります。 |
| ベンチマーク | 当ファンドにはベンチマークはありません。 |
| 決算日 | 毎年1月25日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎年1月25日(休業日の場合は翌営業日)に分配金額を決定します。 ● 分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。 ● 収益分配金は、原則として再投資されます。 |
| 償還条項 | 次のいずれかの場合には、委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。(任意償還) <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ 信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき 等 |
| 5. お申込み方法 | 当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。 |
| お申込み単位 | 1円以上 1円単位 |
| お申込み価額 | 購入約定日の基準価額が適用されます。 |
| 6. 解約方法 | 当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。 |
| 解約価額 | 売却約定日の基準価額が適用されます。 |
| 7. 費用 | この商品には次の費用がかかります。 |
| 販売手数料 | ありません。 |
| 信託報酬 | <ul style="list-style-type: none"> ①純資産総額に対して年1.0395%(税抜年0.945%) (内訳(年率):委託会社0.8195%(税抜0.745%) 販売会社0.187%(税抜0.170%) 受託会社0.033%(税抜0.030%)) ②投資対象とする投資信託証券の純資産総額に対して、年率0.055%以内 実質的な負担(①+②)：当ファンドの純資産総額に対して、年率1.0945%程度(税抜 年率1.0000%程度) |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

| 項目 | 内容 |
|----------------------|--|
| 7. 費用 その他費用 | 以下の費用等は信託財産の中から支弁します。 <ul style="list-style-type: none"> 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金利息および借入れに関する品借料 信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。) 信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。) 先物取引・オプション取引等に要する費用 外貨建資産の保管等に要する費用 ※その他費用については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額や上限額等を記載することはできません。 |
| 8. お申込み不可日等 | 次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 <ul style="list-style-type: none"> ダブリンの銀行の休業日およびその前営業日 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象証券の取得・換金の制限、投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、確定拠出年金制度上、お取扱いができない場合がありますので、弊社コールセンターにお問合せください。 |
| 9. 課税関係 | <ul style="list-style-type: none"> 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。 |
| 10. 利益の見込み 損失の可能性 | <ul style="list-style-type: none"> 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さまに帰属します。 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。 |
| 11. 基準価額の主な 変動要因等 | ファンドは、株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスクは次の通りです。 |
| 価格変動リスク | 主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。 |
| 為替変動リスク | 主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に外貨建資産に投資を行います。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。 |
| 信用リスク | 株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。 |
| 流動性リスク | 株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。 |
| カントリー・リスク | ファンドは、新興国の株式に実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。 |
| <その他の留意点> | 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配金の支払いは、信託財産から行われる為、純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。 |
| 12. セーフティー ネットの有無 | 投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構・貯金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。 |
| 13. 持分の計算方法 | 解約価額(= 基準価額) × 保有口数 ※ 解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。 |
| 14. 委託会社 | 三菱UFJ国際投信株式会社(ファンドの運用の指図等を行います。) |
| 15. 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管・管理等を行います。) (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |

(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。